

2014.9.11.

淑徳大学アーカイブス  
石井昭男氏よりコピー拝受

石井進監修 大三輪龍彦・関幸彦編  
(新山下川長林寺乃研究  
人物往来社、二〇〇六年二月)

拔刷

# 徳川家康の関東入国と長林寺

平野明夫

はじめに

天正十八年（一五九〇）七月、小田原北条氏が滅亡した。このことは、関東に大きな変化をもたらした。<sup>福聚</sup>山長林寺も、その変化の渦中にあつた。最大の変化は、領主の交代である。日本全国が豊臣秀吉によって統一され、徳川家康が関東の領主として入国する。こうした状況の変化に対し、長林寺がどのように対応したのか。この点を考えたい。具体的には、長林寺が天正十九年十一月日付で徳川家康から与えられた寺領寄進状・禁制受領の背景を考察する。

寺領寄進状は、これによつて長林寺の寺領が確定するので、その確定の経緯を検討する。ただし、残念ながら、長林寺の寺領確定の経緯を示す史料は管見に触れないで、他寺社の事例を検証することによつて考える。禁制については、発給時期や内容を考察する。それによつて、長林寺の当時の状況を推測したい。

もつとも、長林寺宛の文書が単独で発給されたものではなく、徳川氏の関東における領国經營のなかで出されたものであることはまちがいない。したがつて、これらの文書の意義は、徳川氏と長林寺との関係のみではなく、徳川領国全体のなかで考察されなければならない。

徳川氏の研究のなかで、関東入国後の政策についての成果は多くない。最も体系的な研究は、北島正元『江戸幕府の権力構造』（岩波書店、一九六四）であろう。北島氏は、第一部「大名徳川氏の権力構造」に第二章「関東入

部時代」をもうけ、第一節「関東移封と知行割」、第二節「検地と農民支配」、第三節「江戸城下町の建設と流通統制」の三節をたて、家臣への知行宛行および蔵入地の配置、天正の検地と文禄の検地、江戸の町割・屋敷割と国役町の成立について論じている。

その後は、この三点を中心に研究が進められている。家臣への知行宛行および蔵入地については、和泉清司「関東入国時における徳川氏の領国形成」（『関東近世史研究』第一五号、一九八三）・同「関東領有時代における徳川氏直轄領の支配とその機能」（『日本海地域史研究』第九輯、一九八九）、市村高男「関東における徳川領国の形成と上野支配の特質」（『群馬県史研究』第三〇号、一九八九）によつて、推進された。また、天正・文禄の検地については、自治体史の隆盛にともない、各地で検地帳の発見とその分析が行われ、中野達哉「関東領有期、武藏国における徳川氏の検地と在地把握について」（『羽沢史学』第五〇号、一九九七）などの成果を得ている。もつとも、それらは地域を限定したものが多く、徳川領国全体を対象とした研究は少ない。そして、江戸城下町の建設については、鈴木理生「江戸と城下町」（新人物往来社、一九七六）、水江津子「家康入国」（角川書店、一九七六）などによつて文献史学の立場から進められるとともに、考古学が近世までを含めた江戸を対象とするようになり、その発掘成果に基づく江戸の町の研究が進んだ。

近年は、北島正元氏が示した三つの論点に加えて、関東へ入った徳川氏を、脅臣大名と正しく位置づけ、徳川氏と豊臣政権との関係を考察した論考も出されている。その嚆矢となつたのは、市村高男氏の前掲論文である。その題に接して、筆者も「豊臣政権下の徳川氏」（『地方史研究』第三〇五号、二〇〇三）で、豊臣大名としての徳川氏の実態を検討した。また、家康の拠点選択（江戸居城）理由については、岡野友彦「家康はなぜ江戸を選んだか」（教育出版、一九九九）<sup>(2)</sup>などで論じられ、江戸が家康の関東入国以前から、関東における政治・経済の中心地であった事実に基づいて、必然的選択であったことが明らかにされている。

その一方で、北島氏が論じなかつたそのほかの論点、たとえば寺社政策などは等閑視されている感がある。も

52

ちろん、言及している論考もある。宇高良哲「全阿弥考—徳川家康の初期の寺社取次ぎ役—」(大正大学研究紀要)第六四輯、一九七八<sup>(3)</sup>が、徳川家康の寺社政策を担当した全阿弥(内田正次)を通じて、関東入国以前から開幕後までの家康の寺社政策について述べており、全阿弥が天正十九年十一月の朱印状発給に関与し、それに関する諸事を裁いていたことを明らかにした。しかし、全阿弥が関与した政策に偏しており、徳川領国全体に及んでいない。したがって、関東入国直後の寺社政策は明らかになつてない。

こうした研究状況をふまえ、長林寺にあてられた徳川家康文書の背景を考察し、徳川氏の関東領有期における寺社政策の一端を示したい。

## (注)

- (1) 両論文は、のち和泉清司「徳川幕府成立過程の基礎的研究」(文献出版、一九九三)第一篇「徳川幕府成立過程における領国の形成と支配」第二章「関東領有時代の領国形成と支配」に改稿して再録されている。
- (2) 筆者も、「台東区史 第一巻」(一九九七)第三章「関東武士団の活躍」第3節「後北条氏の江戸支配」で論究した。
- (3) のち宇高良哲「徳川家康と関東仏教教団」(東洋文化出版、一九八七)に再録。

## 一、寺領確定経緯

天正十八年、軍事的に圧倒的な豊臣軍が、関東へ侵攻してきた。領主交代を予感した寺社は、豊臣軍に接触し、寺社領の安堵を申請する。そうしたなかで、前田利家は、天正十八年六月一日、つきの文書を出した(武州文

書)所収「龍種寺文書」<sup>(1)</sup>。

当寺門前井寺領之百姓等、如前々寺家可令馳走候、誰々郡司ニ被仰付候共、無異儀之様、涯分可申理候、聊不可有疎意候、恐々謹言、

天正十八 六月朔日 利家(印・印文「利家」)

武州

龍種寺、

この文書は、武藏越生(埼玉県越生町)の龍種寺に対して、門前・寺領百姓の安堵を伝えた書状である。前田利家が、越生地域を所領とした形跡がないにもかかわらず、こうした支配に関わる文書を発給したのは、利家が上野から武藏へと進軍する上杉氏ら北国勢の総指揮官であったことによるのである。つまり、戦時下では、方面軍の指揮官が、占領地の鎮撫のため、臨時に寺領安堵を伝達したこともあつたと理解される。

関東入国以前の徳川氏に対する寺社の対応も、同様に理解するのが妥当であろう。たとえば、武藏岩付(埼玉県岩槻市)の淨国寺が、関東入国以前の徳川氏に接触している(「淨国寺文書」)<sup>(2)</sup>。

此表在障之条、内々可尋申候之節、珍簡殊一折送給候、喜悅候、委細青道口上相合候、恐々謹言、

七月二日

家康(花押)

淨国寺

〔意訳〕この表（小田原）に在陣していることについて、（家康のほうから）ひそかに尋ねようと思つていたところ、（かえつて淨國寺のほうから）書状と、とくに一折を送られ、喜んでおります。詳しくは青道に申し含めました。

これによつて、淨國寺から家康への音信が明確であり、家康も淨國寺への連絡を企図していたことがうかがえる。ただし、それぞれの目的・内容は不明である。このときの音信が、のちの寺領安堵につながつた形跡はない。岩付城攻めに、家康家臣の本多忠勝や鳥居元忠らが参加していしたことと関連があるのかもしれない。もしそうであるならば、前田利家と龍穩寺の関係に類似していると捉えられよう。

もつとも、関東入国以前の徳川氏と接触することによつて、入国後に寺領安堵を得たケースもある。下総生実（千葉市）の大巣寺住持である程蓮社安譽虎角雲潮は、檀那である原氏が白井城を開城した翌日の天正十八年五月十九日、家康の重臣酒井家次に書状を送つた（「檀王法林寺文書」）。

雖卿爾候、別紙二申達候、仍 家康様関東八州御案堵之由、無其亂風聞令申候、就其當寺檀那ニ候原吉丸幼少ニ候得共、白井為物主在城之處、從 関白殿御下知故、無是非出城之分候、然則於當国下總之内、如前々自家康様蒙御扶持候者、其身之事者不及申、至愚僧迄生前之大慶不可過之候、原家中年寄共相談、以使者申上度存候得共、御機嫌難計奉存令遠慮候、兼又當寺之事、於何篇如前々不可有相違之段、御判形申請度願望候、此等之子細共、貴殿偏泰應候間、具被達高聞候而可給候、万依御返報、重而可申宣候、恐惶謹言、

五月十九日

安譽（花押）

酒井左衛門尉殿

#### 參御陳所

〔意訳〕失礼ながら、別紙に申しました。家康様が関東八州を安堵されたとの広く知れ渡つている風聞を聞きました。そこで、当寺（大巣寺）の檀那である原吉丸は幼少ながら、白井城（千葉県佐倉市）の物主（大井君）として在城したところ、関白（秀吉様）の命令のため、しかたなく城を出た様子です。そうであるので、当國下總国内で、以前と同様に、家康様から御扶持（知行）をいたければ、原吉丸はいつまでもなく、愚僧（安譽）まで生前の慶びがこれに勝るものはありません。原家家中の年寄共が相談して、使者を派遣して申し上げたいとはおもつていますが、（家康様の）ご機嫌がわかりませんので遠慮しました。さらにまた、当寺（大巣寺）のことも、何事においても以前と同様に違いがないという（家康様の）御判形（安堵状）を申し受けたいと願望しています。これらのこととは、貴殿（酒井左衛門尉家次殿）をもつばら頼みますので、詳しく述べます。

このように、安譽は、家康の重臣酒井家次に、原家と大巣寺の再興を家康へ取り成すよう依頼したのである。安譽は、家庭が関東八州を秀吉から与えられるとの風聞を聞いたことによつて、この書状を酒井家次へ書いたように記している。しかし、先の前田利家の事例を考慮するならば、家康の家臣であり、白井城攻撃の主力である酒井家次を通じて、房総方面進軍の大将的な立場にあつた家康に対して、安堵を請求したと捉えられる。家康が関東八州を秀吉から与えられるとの風聞を聞いたというのは、特別な取次ルートをもたない安譽が、世間に広まつていた風聞を、家康への取次を確かなものとするために利用したと考えられる。

この要求を受けた家康は、大巣寺へつぎの返書を出した（「大巣寺文書」）。

(2)  
大  
嚴  
寺  
文  
書

就当表出陣芳翰井一折到来、遠路殊怡悦候、委細御使僧可有演説候、恐々謹言、

(天正十八年)

五月廿一日

家康(花押)

大嚴寺

(意訳) 当表(小田原)に出陣していることについて、書状と一折をいただき、遠いところを、とくに喜んでいます。詳しく述べるであります。詳しく述べるであります。

具体的には、使僧の口上にゆだねられているので内容が不明ながら、安譽の依頼に対する対応を述べたと推測される。その対応の一つが、つぎの市橋兵吉宛に出された書状である(「大嚴寺文書」)。

其地御在番御辛勞察入候、仍大嚴寺之儀、於田舎我等本寺之事候間、諸事御心付願入候、委細西尾小左衛門

尉可申候間、不能詳候、恐々謹言、

(天正十八年)

五月廿五日

家康(花押)

一橋兵吉殿

(意訳) その地の在番の苦労、お察しします。大嚴寺は、田舎においては私の本寺ですでの、諸事心付けを頼みます。詳細は西尾小左衛門尉吉次が申しますので、詳しく述べません。

宛名の一橋が市橋の誤記であることはまちがない。兵吉については、長勝に比定するのが一般的である。しかし、長勝が、秀吉の美濃国内直轄領の代官であり、このときすでに下総守を称していたことは、天正十七年十一月二十一日付で美濃国御蔵入所々目録として出された秀吉朱印状の宛名に、市橋下総守とあることによつて

明らかである(「市橋文書」)。家康が、官途・受領名をもつ秀吉の代官を務める人物に、官途・受領名を使用しないとは政治的に考え難く、市橋兵吉は長勝とは別人と捉えるのが妥当である。確証はないものの、長勝の子ではないかと思量する。

実名が不明なので、市橋兵吉の動向を把握することは困難ながら、「其地御在番」とあるので、大嚴寺に近い小弓城に在番していたと推定される。そして、市橋長勝との関連によって、秀吉側近の一人と推測される。このように、家康が、秀吉側近と推測される市橋兵吉に大嚴寺のことを依頼したのは、大嚴寺を含む地域が市橋兵吉の軍政下にあつたためであろう。

この文書が、大嚴寺に残されていることによって、市橋兵吉宛であつても、実際に手渡されたのは安譽に対しであったと考えられる。文書は、それによって利益を得る人に渡されるという原則に則つたもので、安譽は、この徳川家康書状を持つて市橋兵吉のもとへ行き、提示して実行を依頼したであろう。市橋兵吉が、この書状を受けて、どのような施策を行つたのかは不明である。ただし、家康のこうした動向の背景には、家康が大嚴寺を「於田舎我等本寺」と認識していたことがあろう。大嚴寺は特殊であつたといえる。

これらの事例を考え合わせると、家康が秀吉から、正式に関東への転封を命じられた天正十八年七月十三日以前の関東は、徳川氏を含めて、豊臣軍による臨時の軍政下にあつたと捉えられる。したがつて、徳川氏による関東経営政策が始まるのは、天正十八年七月十三日、正式に関東への転封を命じられて以降と捉えられる。それ以前の関東諸寺社に対する諸策は、進駐軍としての臨時の施策である。

(天正十八年七月十三日以降で、最も早い寺社に対する徳川氏の文書は、大嚴寺へ与えた寺領安堵状である(「大  
嚴寺文書」))。

寺領の合計は、一八貫三〇〇文である。生実は、千葉市中央区生実町に比定され、檜那である白井原氏の本来の拠点であった。千葉は、千葉郷・千葉庄のうちであろうけれども、具体的には不明である。強いていえば、千葉市中央区市場町あたりであろうか。かも、かものうちかやばは、未詳である。あるいは、上総国市原郡加茂村（千葉市原市加茂）であろうか。森は、千葉市中央区大巣寺町に比定され、大巣寺の所在地である。したがって、原敷分とされたのである。これらの寺領が、戦国期以来所持してきたものであることは、以前から所領としているそのうなので、証文に任せて書き出したと記していることによつて明白である。具体的な比定地が未詳の地があるものの、歴史的な寺領であったことは指摘できる。

このように、いち早く戦国期以来の寺領の安堵を受けた大巣寺も、天正十九年十一月、長林寺などとともに、家康から寺領寄送状を受ける（「大巣寺文書」）。

生実之内  
大巣寺

生実之内  
大巣寺

（西田義昌）  
（原作左衛門尉）  
（花押）

十一月四日

この守領安堵状では、寺領高が記されていない。寺領高は、<sup>（吉）</sup>（天正十八年）十一月四日付け大久保長安・原田種雄連署寺領目録に示されている（「大巣寺文書」）。

生実大巣寺領事

一七貫五百五文	生実之内
一四貫百文	千葉之内
一六貫百九十五文	かも之内
一五百文	河所かやば
一五貫文	森之内
	原敷分

右前々御所務之由候間、任証文書出申者也、

（安室十八年）  
大十兵衛（花押）  
（原作左衛門尉）  
（花押）

下総国千葉郡生実郷内百石事、

右如先規令寄附之訖、弥守此旨、抽武運長久之精誠、殊仏法相続、不可有怠慢之状如件、

天正十九年辛酉十一月日大納言源朝臣<sub>御在</sub>

(意訳) 寄進する大巌寺へ。下総国千葉郡生実郷のうち一〇〇石を、前例の通り寄付する。まちがいなく、このことを守つて、武運長久のまゝころを尽くして祈禱することをはげみ、とくに仏法を受け継ぐことに怠慢があつてはならない。

天正十九年七月五日下徳川氏は、大巌寺領の検地を実施<sub>して</sub>いる。その検地帳は、「下総国千葉郡森村大巌寺領」とされ、高は「〇八石九斗八升六合である〔大巌寺文書〕」。<sup>(2)</sup> 石高の近似性によつて、家康寄進状の生実郷と、檢地帳の大巌寺領は、同一と考えられる。その小字をみると、御駕下・大巌寺下・大巌寺たい・大巌寺東たい・東たい・大巌寺西た・本門前・本門北・大巌寺東台・池下・大巌寺門前となる。これらは、近世生実郷のうちであり、現在の大巌寺町に比定される。したがつて、家康の寄進状に記された生実郷は、近世の生実郷であり、<sup>(3)</sup> 天正十八年十一月四日付け大久保長安・原田種雄<sub>通署</sub>寺領目録に記された寺領のうち、生実・千葉・かもは含まれないことになる。一円的な寺領といえる。「如先規」としながらも、「寄進」「寄附」とあるように、安堵ではなく、新たに寺領を確定した寄進であった。

このように、天正十八年安堵の際は眞向で、散在的であつた大巌寺領が、天正十九年には石高で、一円的になつた。<sup>(4)</sup> ここに、関東へ入国した徳川氏の寺社政策の一端がかいまみられる。中村孝也「徳川家康文書の研究」中卷所収の天正十九年十一月付けの徳川家康寺社領寄進状を微すると、いずれも寺社領は一郷村内である。戦国期に、いづれの寺社もが一円的寺社領であつたとは考え難いので、このときの寄進で、改めて一郷村内に設定さ

れたと考へざるをえない。したがつて、散在的寺社領を、一円的しかも寺社の膝下に集中した寺社領へ移行させることが、意図されていたと捉えられる。

こうした事實をもとに、長林寺の寺領について考えてみよう。長林寺は、天正十九年十一月、他の寺社とともに、つきの文書を与へられた〔長林寺文書〕。

〔注記〕  
「權現様御朱印之写」

寄進 長林寺

下野国足利郡山川村之内武拾石之事、

右、令寄附訖、殊寺中可為不入者也、仍如件、

天正十九年辛酉

十一月日

これによつて、長林寺は、下野国足利郡山川村（栃木県足利市）のうちで、二〇石を寄進され、寺中を不入とされた。

天正十九年十一月の寺領寄進が、散在的であつた寺社領を膝下へ集中させてゐるので、それ以前の寺領を、この文書の村・石高からはうかがえない。ただし、「如先規」という文言がみられないもので、所持してきた由緒をもつ寺領がないと推測される。その一方で、山川村のうちに寺領を寄進されているということは、この時点における長林寺の山川村所在を証明している。これらによつて、天正十八年七月以降に、長林寺は山川村に移転したと推測される。

寺領確定の状況を追うことによって、天正十八年七月以降における長林寺の山川村所在を推測した。

## (注)

- (1) 梶山博・渡原龍夫編「新編武州古文書 上巻」角川書店、一九八二再版、五〇三頁。
- (2) 中村孝也「徳川家康文書の研究 拾遺集」日本学術振興会、一九七一、七五頁。徳川義宣「新藤 徳川家康文書の研究」徳川黎明会(吉川弘文館発行)、一九八三、一一六頁。年代は、中村孝也氏の推定による。全阿弥が與与していないので、天正十八年と推定するのが妥当であろう(後述)。
- (3) 宇高良智「徳川家康の関東移封年次考」「徳川家康と関東仏教教団」初出は「徳川家康の関東移封時期に関する考収」『法然学大會論叢』第二号、一九七八。年代推定も同論文による。
- (4) 「千葉県史料 中世篇 開基文書」二七四頁。この文書が天正十八年であるとの確証はない。しかし、二月在陣中に就当するが、天正十八年と文禄二年であり、文禄二年の同種の文書は、すべて全阿弥(内田正次)の取次(具体的には、家康書状の文末に「我親全阿弥可申候」など)によることが明らかにされている(宇高良智「全阿弥考—徳川家康の初期の寺社取次き幕—」)。こうした事実を考慮して、天正十八年に拠定した。
- (5) 「千葉県史料 中世篇 諸家文書」二七四頁。
- (6) 「於田舎我守本寺」については、「家康は第三河の淨土宗寺院大樹寺・信光明寺・松の寺等の本寺」という意味で使つたのではないか」という宇高良智氏の指摘がある(「徳川家康の関東移封年次考」)。
- (7) 「岐阜県史 史料編 近世二」六頁。
- (8) 家康が秀吉から関東への転封を命じられた時期については、宇高良智「徳川家康の関東移封年次考」による。家康の移封年月日について、川田貞夫「徳川家康の関東転封に関する諸問題」(『書院部紀要』第一四号、一九六一)。のち小和田晋男編「徳川氏の研究」(現回大名論集12)、吉川弘文館、一九八三に再版)、放木培夫「徳川氏の関東入国」(放木培夫「江戸幕府と譜代族」雄山閣、一九九六。初出は大田区史研究「史跡」第三四号、一九九二)は、六月初旬に、察康へ関東転封の通告があつたとする。しかし、関連文書の年代比定に誤謬があり、宇高良智氏が述べるよう、通説通り、天正十八年七月十三日とするのが妥当である。
- (9) 「千葉県史料 中世篇 諸家文書」一七三頁。
- (10) 「千葉県史料 中世篇 諸家文書」一七五頁。
- (11) 「千葉県史料 中世篇 諸家文書」一七六頁。現存するのは、等である。
- (12) 「千葉市史 史料編」二九六頁。
- (13) 徳川領固において、天正十九年に、貢高から石高へ移行した」とは、秋澤繁「天正十九年豊臣政権による御前報収について」(『中世の史』同人編「陰集 中世の史」吉川弘文館、一九七七。のち三丸清一郎編「豊臣政権の研究 我國大名論集18」吉川弘文館、一九八二に再版)に指摘がある。秋澤氏は、表示抵換時期を天正十九年五月とする。
- (14) 「前ヶ崎市史 中世史研究」四六六頁。「坂木県史 史料編・中世四」は東京大学史料編纂所所蔵「御朱印留」から採録している(三〇六頁)。

## 二、禁制受領

長林寺は、徳川家康から、つまらの禁制も受けた(「長林寺文書」)。

## 制禁

一寺中山林井木、聚不可伐取、若違犯之聚於有之者、不嫌罪乙之人、可為罰科者也、仍而如件、天正十九年辛卯

十一月日

(意訳) 禁止すること。長林寺中の山林ならびに木を、みだりに切り取ってはならない。もし違反する者がいたならば、だれかれを限らず、罪科に処すべきである。

形状は木札であり、墨書きの部分のみが凸状に残存する。墨書きの部分は、墨で保護され、墨のない部分が風雨によつて朽ちたものである。したがつて、長年月にわたつて掲示されていたと推測される。禁制は、紙に書かれた原本を受領者が木に写して掲げる場合と、木に書かれた原本を与えられる場合とがあつた。長林寺の禁制の場合、紙に書かれた文書を長林寺が木に写して掲げたと推測される。その際、書き出しの禁制を制禁と書き誤つたのであろう。書き出しを制禁と書くのは一般的でないので、やや疑問もあるけれども、このように制禁を誤記と捉えるならば、原本を写したものとして大過なかろう。

この禁制発給については、明治二年（一八六九）四月付け当寺創立開基由緒書三通并ニ旧寺領門前百姓屋舗部共記録〔長林寺文書〕に、禁制は寄進状と同時に与えられたとの記述がある。<sup>(1)</sup> 日にちは明記されていないものの、寄進状と同日に与えられたと考えられる。

長林寺宛禁制のほかに、辛卯（天正十九年）十一月付け武藏江戸（東京都文京区）の吉祥寺宛徳川家康禁制〔武州文書〕<sup>(2)</sup>・天正十九年十一月付け相模平塚（神奈川県平塚市）の阿弥陀寺宛徳川家康禁制〔新編相模國風土記稿〕<sup>(3)</sup>も、同じく、天正十九年十一月日付け寄進状と同日と推定される。このよう、天正十九年十一月に、徳川家康から寺社領を寄進された寺社のなかで、同日に禁制を受けた寺社があつた。

一方で、それ以前は禁制を受けたいた寺社もある。徳川氏の関東入国後、いち早く寺領安堵を受けた大巣寺は、天正十八年七月日付けで、徳川家康から禁制を与えられている〔大巣寺文書〕。中村孝也氏は、安堵状と同日の七月二十八日に出されたと推定している。大巣寺は、天正十九年十一月に禁制を受けた兆候はみられない。

これらの発給状況をみると、天正十九年十一月以前に禁制を受けていない寺社が、天正十九年十一月の寺社領寄進状と同時に禁制も受けたと推測される。寺社領の確定とともに、寺社内の治安維持も寺社にとつては重大事であった。新たな領主との間に、保護・被保護の関係を築いておく必要があり、寺社側から禁制発給の申請が出

されていたと考えられる。

もつとも、徳川氏の関東入国以前は、豊臣政権へ申請していた。たとえば、下総香取神官は、浅野弾正少弼長吉（長政）・木村常陸介宛に禁制の発給申請をしたようである（楳軒文書纂「香取文書」）。

熊令啓入候、今度就御動座、香取神領十式ヶ村、同大戸六ヶ村警固御判、神角介方手縦以申請候処、無相違之条、其段祝着之至候、抑就御動座勵精誠卷敷奉進上、此旨能々御披露所仰候、殊貴殿江致丹精卷敷令進覽候、猶於此上茂武運長久之御精誠、不可有怠慢候、弥々當社安全之御守護可為肝要候、恐々謹言、

五月晦日 秀吉  
正散位上大中臣盛房（花押）

謹上 浅野弾正少弼長

木村常陸介殿

參御障所

〔意訳〕あらためて文書で申し述べます。今度関白秀吉様御出陣につき、香取神領一二か村と同じく神領の大戸六か村を警固するとの御判物（禁制）を、神角介を通じて申請したところ、相違なく下されて、満足しております。いつたい、今度秀吉様御出陣につき、まごころを尽くして祈禱した卷子を秀吉様へ進上いたします。このことをよくよく秀吉様へご披露してください。ことにあなた様へ心をこめて祈禱した卷子をさし上げます。なおこのうえも、秀吉様の武運長久をまごころ尽くして祈禱することに怠慢はありません。ますます当社の安全の御守護が肝要です。

このように、秀吉の関東出陣に際して、香取神官領内の警固のための判物（禁制）を申請したところ、禁制を受けられたとある。その禁制は、つきのものである（香取神官所蔵文書）。

禁制

下総國神島郡拾弐ヶ村  
同大戸六ヶ村

「当手軍勢乱妨狼藉之事、

一放火之事、

一対地下人百姓非分申懇儀、付麥毛刈取候事、  
右条々堅令停止既、若違犯之輩於在之者、可處嚴科者也、

浅野<sup>(宣)</sup>正少輔(花押) (花押)

天正十八年五月日

木村常陸介(花押)

これは、豊臣軍の乱妨狼藉、放火、百姓たちへ道理に合わないことを申し掛けること、「麦を刈り取ること」を禁じたものである。

香取神官の場合、浅野長吉・木村常陸介という房總方面に進軍してきた豊臣政權の奉行へ申請し、奉行の禁制を受けた。香取神官以外では、秀吉の朱印状による禁制を受けた郷村・寺社もある。残存する豊臣政權発給の禁制は、大量である。<sup>(8)</sup>こうした申請が各地郷村・寺社から出されたことが知られる。

しかし、長林寺から禁制申請が出されたかは不明である。現在、秀吉禁制が発給された形跡がないことは確かである。あるいは発給申請をせず、禁制を受けられなかつたのかも知れない。そして、そのことが、常陸小基の地を離れなければならない一つの要因になったと想像することができる。

徳川氏が関東へ入国すると、寺社は改めて徳川氏へ禁制発給を申請した。その結果が、天正十九年十一月など

の禁制であろう。

豊臣政權の禁制がほぼ同文であるのに対し、徳川氏の禁制は、寺社によって異なっている。それは、寺社の申請に基づいて作成されたと考えられ、明記された事項が各寺社にとっての課題であったと捉えられる。そこで、他寺社の禁制と比較して、長林寺の当時の課題を考えてみよう。

武藏江戸の吉祥寺宛禁制は、三か条で出されている〔全文〕。

禁制

一殺生無取之事、

一竹木切採事、

一横合非分之事、

右、三カ条令停止<sup>丁</sup>、若於背此旨者、<sup>(付裏)</sup>速処罪科者也、仍如往<sup>(付裏)</sup>全開<sup>(付裏)</sup>。

十一月

吉祥寺

禁止事項を列挙すれば、殺生をすること、竹木を切り取ること、寺院に關係のない立場から道理に合わないことを申し掛けることである。長林寺宛禁制は、山林・木伐採のみであるので、殺生をすること、寺院に關係のない立場から道理に合わないことを申し掛けることが異なる。

相模平塚の阿弥陀寺宛の禁制は、写した際の一「」が誤落しているものの、同じく三か条である。

ただし、付けたりがあるので、全五か条である（新編相模國風土記稿）。

軍勢甲乙人、濫妨狼藉之事、

附、殺生制斷之事、

放火之事、附、山林竹木猿不可切取之事、

対寺僧門前之輩、非分之儀申掛之事、

右之条々令停止畢、若於違犯之族者、忽可被處重科者也、

天正十九年十一月

軍勢などだれもかれもが濫妨狼藉をはたらくこと、殺生すること、放火すること、山林や竹木をみだりに切り取ること、寺僧や門前の者へ道理に合わないことを申し掛けることを禁じている。長林寺・吉祥寺宛の禁制とは、軍勢などだれもかれもが濫妨狼藉をはたらくこと、放火をすることが異なる。

**大嚴寺宛禁制は、五か条である（長林寺）。**

#### 禁制

一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事、

一 放火之事、

一 殺生之事、

一 対当寺并門前百姓等、非分之儀申懸事、

一材木裁用之事、

右之条々堅令停止之訖、若於違犯之輩者、忽可被處重科者也、

天正十八年七月日

軍勢などだれもかれもが濫妨狼藉をはたらくこと、放火すること、殺生すること、寺僧や門前の者へ道理に合わないことを申し掛けること、材木を切り用いることを禁じている。阿弥陀寺宛の禁制と同内容である。

このように比較すると、当時の長林寺にとっての緊急課題は、山林・木伐採の禁止であったことが明確になる。寺内での盜妨狼藉や、殺生、放火、横合非分は、いまだ課題として発生していなかつたのである。それは、寺地を移して間もなかつたためではなかろうか。そして、山林や木の伐採が多かつたことを想定できる。移した寺地が、長林寺建立直前まで、入会地として利用されていたためとするのはうがちすぎであろうか。そのために、山林や木の伐採が多く、禁止する必要が生じ、新たな領主となつた徳川氏へ、山林・木伐採を禁止する禁制の発給を要求したと捉えたい。

ここでは、禁制発給の状況から、常陸小野から下野山川への移転の時期などを類推し、山川での状況を推測した。

（注）

（1） 当寺創立開基由緒書三通并二旧寺領門前百姓屋鋪部共記録によれば、本禁制の原本は、宝曆三年（一七五三）十一月十八日の火災で焼失したという。

（2） 中村孝也「徳川家康文書の研究 中巻」一三三二頁。

（3） 中村孝也「徳川家康文書の研究 中巻」九一頁。

- (4) 中村孝也「徳川家康文書の研究 中巻」一八頁。
- (5) 「千葉県の歴史 資料編 中世2 (県内文書1)」二一六頁。なお、香取神宮大神宜大中臣実勝も、同日付で浅野長吉・木村常陸介宛に同様の書状を出している(大神宜家文書「千葉県史料 中世篇 香取文書」一七六頁)。
- (6) 神角介については、不明な点が多い。ただし、香取神宮内部の人物ではなく、在地(下総貝塚(千葉県小見川町)か)の人物である。なお、伊藤一男「房総戦国土豪の終焉」再論(I)――特に近世的対応の類型について」(『中世房総』第一二号、二〇〇二)が、神角介について言及している。
- (7) 「千葉県の歴史 資料編 中世2 (県内文書1)」五七八頁。
- (8) 「小田原市史 史料編 原始・古代・中世1 別冊 小田原合戦関係文書目録」に、小田原合戦に際して出された秀吉禁制が網羅的に収録されている。

## おわりに

以上、長林寺が、天正十八年十一月に徳川家康から与えられた寺領寄進状・禁制受領の背景を考えた。ここで、本稿によって明らかになつた事実を確認しておきたい。

まず、長林寺の歴史については、常陸小茎から下野山川への移転時期を類推した。天正十八年七月、北条氏の滅亡による岡見氏の没落によつて、外護者を失つたことを契機にしていると推定した。長林寺は、豊臣政権への禁制要求をしなかつたと推測される。その背景には、檀那岡見氏との強いつながりがあつたと想像され、それが移転の要因になつたと思われる。移転先の下野山川は、それまで郷村の入会地であつたかと推定され、移転した長林寺にとっては、郷村民による山林・木の伐採を停止させることが緊急課題であった。その解決のために、山林・木伐採禁止の禁制を徳川氏へ申請し、それを与えられた。寺領は、移転地で保持していかつたものの、天正十九年十一月までに徳川氏へ申請し、天正十九年十一月の寺社領一齊給付時に山川村に寺領を寄進された。つぎに、徳川氏の政策としては、天正十九年に貢高から石高へ移行したとの先駆の成果に加えて、散在的であると捉えられないであろうか。

つた寺社領を、各寺社の膝下に集中化させる政策をとつていたことを指摘した。

最後に、寺社領の膝下集中化政策について、若干論及しておく。

貢高から石高への移行は、豊臣政権の石高制強行方針によつて成立したとされている。石高制を貫徹するための具体的な施策としては、豊臣政権による御前帳徵収があり、それによつて徳川領国内での石高制が成立したと指摘されている<sup>(1)</sup>。そして、豊臣政権は、京都の権門寺社などの寺社領を所替・削減していたことも指摘されていいる。徳川氏による寺社領の膝下集中化は、一つには、豊臣政権の政策に則つたものと評価できよう。それに加えて、寺社領を各寺社の膝下に集中させることによつて、寺社の他郷村との関係を断ち切ることも目的としていたと捉えられないであろうか。

寺社は、その存在によつて郷村民の求心力となり得る。そのため、寺社領が他郷村に及んでいると、他郷村との入り組み状態が存続することになる。それを断ち切るための施策である。それは、領主が村境域を確定する村切りである。村切りを推進するために、寺社領を各寺社の膝下に集中させたと考えられる。そして、村切りの結果、下総生実の大巣寺領のように、寺領を一つの郷(生実郷)として成立させた場合もあつた。

寺社にとっては、旧来の寺社領地との支配関係を分断され、新たに所領地と支配・被支配関係を構築しなければならない欠点があるものの、所領が膝下に集中すると、支配が貫徹しやすくなる。こうした利点が寺社の同意を得られる要素となり、徳川氏の政策実行を容易にする要因になつたと思量する。

徳川氏が、村切り政策の推進に、寺社を利用したことは、長林寺を山川に定着させることを促進したと思われる。徳川氏は、長林寺を把握することで、山川村を行政区として確立しようとしたのであり、山川村では村の中核となる寺院として長林寺を必要としたのではなかろうか。長林寺は、領主からも、村人からも期待されて、山川に移転したと捉えられよう。

(注)

- (1) 秋澤繁「天正十九年豊臣政権による朝貢銀収納について」。秋澤氏は、天正十九年十一月、関東一円の寺社領に出された大量の石高表示寄附状の存在が、徳川氏の石高知行制成立を裏づけるものとしている（三鬼清一郎編「豊臣政権の研究 豊國大名論集18」八四頁）。
- (2) 豊臣政権による摂門寺社領の所管・削減については、秋澤繁「太閤後遺」（筑波書店 日本通史 第11巻 近世1 岩波新書 一九九三）を参照。
- (3) もちろん、豊臣政権が、村切りを行わなかったなどではない。検地を村」とに行うためには村切りが必要である。ここで述べたのは、徳川氏の場合、寺社領の底下集中化を村切りの促進策にしたところである。豊臣政権は、別の方法で村切りを促進したと推測される。
- (4) 山川村たは、長林寺のほかに、報音寺がある。報音寺は、長林寺よりも由来が古いためかわらず、徳川家康から寄進を受けていない。徳川氏との關係、あるいは郷村氏との關係に何らかの事情があり、山川村の中核となりえたかったと推定される。